

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	漁政課	検索番号	1 - 20
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	92 - 1 (11の2 - 1 準用)		
許認可等	漁業協同組合連合会の資源管理規程の認可、変更の認可				
<p>(根拠規定)</p> <p>水産業協同組合法第92条第1項(抄)</p> <p>第87条及び第87条の2に規定するもののほか、第11条の2から第11条の9まで、第12条から第15条まで及び第16条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第11条の2第1項中「前条第1項第1号」とあるのは「第87条第1項第1号」と、「組合員」とあるのは「所属員」と、同条第3項中「組合員の3分の2以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」(中略)と読み替えるものとする。</p> <p>水産業協同組合法第11条の2第1項</p> <p>前条第1項第1号の事業を行う組合は、一定の水面において水産動植物の採捕の方法、期間その他の事項を適切に管理することにより水産資源の管理を適切に行うため、当該水面において組合員が漁業(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第1項に規定する遊漁船業を含む。以下この条において同じ。)を営むに当たつて遵守すべき事項に関する規程(以下「資源管理規程」という。)を定めようとする場合には、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>検索番号1 - 4の基準に準じる</p> <p>(その他)</p>					